

## 食材費の扱いについて

(ポイント)

**①変更となるのは、平成24年度の申請から。**

平成23年度の精算時までは、これまでどおり助成対象となっています。

**②食材費が助成対象外経費になるのは「神奈川区社協助成金」のみ。**

「共同募金配分金事業助成」「年末助け合い募金事業配分」については、これまでどおり助成対象となります。

**③食材購入等は、「助成対象外経費」欄「その他」に記載。**

平成24年度以降、申請書、報告書の提出の際、これまで「物品購入費」としていた食材費に関しては、助成対象外経費欄「その他」に記載をお願いします。

**④助成対象外経費となるのは、口に含まれるものすべて。**

食材費に含まれるものは会食会、配食の食材の他、持ち帰る食べ物も含まれます。

**⑤申請時には「助成対象経費 $\geq$ 助成金申請額」になっていることを確認。**

食材費を助成対象外経費に記入した上で、助成対象経費が、申請を予定する助成金額以上になっていることを確認してください。

**⑥報告時には「助成対象経費 $\geq$ 助成額」になっていることを確認。**

報告書提出の際、決算額から食材費を除いた助成対象経費が、区社協助成金助成額を上回っていなければ返還になる場合があります。